

# 基本方針

## 2 “住まい・暮らし・定住”のまち

- 01 若者から高齢者までの定住化の促進
- 02 秩序ある土地利用の推進
- 03 良好な生活空間の形成  
(生活基盤施設の整備)
- 04 安全な水を暮らしへ安定供給
- 05 生活排水処理の推進
- 06 人にやさしい社会の実現



# 基本方針

## 2 “住まい・暮らし・定住”のまち

# 01

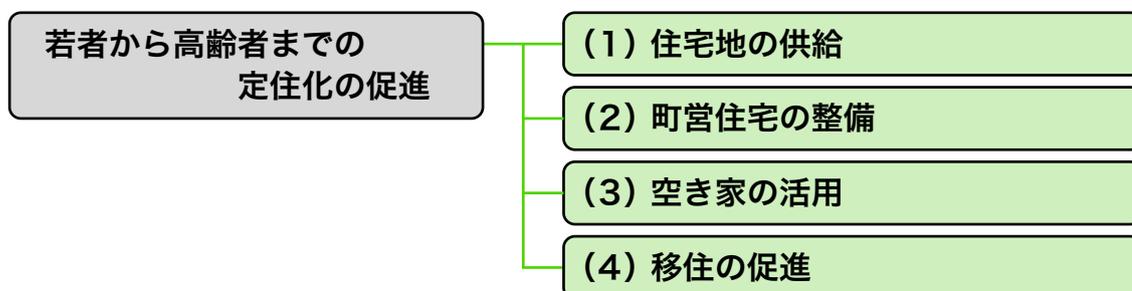
### 若者から高齢者までの定住化の促進

#### ■ 目指すべき方向

##### ＝計画目標＝

- 分譲宅地「グリーンハイツ田中」の早期販売を推進します。
- 公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅の適正な維持管理に努めます。
- 住まいに関する調査を基に、町営住宅の建設を検討します。
- あたごハイツへの入居促進を図り、若者の定住化を推進します。
- 「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、町内に存在する空き家等の適切な管理に努めます。
- 空き家を有効利用し、良好な生活環境の保全や定住促進を図るため、空き家バンク等の制度を創設します。
- 町外からの移住・定住を促進することにより、本町の魅力創出及び地域の活性化を図ります。

##### ＝施策の内容＝



#### ■ 計画の背景

- 田中地区に、定住促進を図る「グリーンハイツ田中」の宅地造成を行い、販売促進に努めていますが、現在、57区画のうち19区画が未販売となっています。今後も早期完売を目指し、販売促進を展開する必要があります。
- 本町の町営住宅は235戸が整備されていますが、昭和30年代から40年代にかけて建設された木造住宅が多く、老朽化、居住性の低下が懸念されています。
- 平成21年度に雇用能力開発機構から旧西原宿舎を購入し、新たに「あたごハイツ」として80戸が町営の賃貸住宅に加わったことから、定住化に向けた入居促進を引き続き図る必要があります。
- 適切な管理が行われていない空き家等の対策が全国的に課題となっていることから、本町においても地域の実情に応じた空き家等対策を図る必要があります。
- 国の戦略である地方再生に向け、地域の魅力創出及び活力の向上並びに住みよい地域社会の実現を図るため、移住の促進を図る必要があります。

## ■ 目標実現に向けて

### (1) 住宅地の供給

- グリーンハイツ田中の早期販売に向け、継続したPR活動を展開します。
- 本町の宅地情報を集約化し、宅地情報の斡旋を推進します。
- 社会情勢を総合的に勘案し、新たな宅地開発の研究を行います。

### (2) 町営住宅の整備

- 公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の解体・維持修繕、長寿命化を図る住宅の改修等、計画的な施設の整備改善を図ります。
- 住まいに関する調査を基に、定住化を促進するため町営住宅の建設を検討します。
- あたごハイツの入居促進・定住化を図るため、建物の改修を推進します。

### (3) 空き家の活用

- 老朽化した空き家の適正な管理に資するため、空き家のリフォームを支援します。
- 空き家バンク制度を運用し、空き家の有効利用を推進します。

### (4) 移住の促進

- 首都圏等で開催される移住フェア等に参加し、町内への移住に関する情報を発信します。
- 日本版CCRC<sup>(※)</sup>の取り組みを推進します。
- 町内に住宅を建築・取得し、町外から本町へ移住する世帯を応援します。
- 地域おこし協力隊員の活動による地域力の維持及び強化並びに地域の活性化を図り、住みよい魅力ある住環境をPRすることにより、町外からの移住を促進します。
- 各団体が取り扱う町への移住を促進する制度について、町広報紙やHP等を活用し、町内外へ発信します。

※CCRC (Continuing Care Retirement Community) とは、健康な時から介護時まで移転することなく、安心して暮らし続けることが出来る米国で生まれたシニアコミュニティです。

## ■ 数値目標

### 〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値／H26年度	目標値／H32年度
グリーンハイツ田中販売戸数	戸	36	50
あたごハイツ入居戸数	戸	53	75
空き家バンク登録戸数	戸	0	50

### ＝施策の実現に向けた主要事業＝

- ・グリーンハイツ田中販売促進事業 【継続】
- ・町営住宅（あたごハイツ）管理事務 【継続】
- ・定住促進事業（空き家バンク制度） 【新規】
- ・定住促進事業（地域おこし協力隊） 【新規】
- ・那須町CCRC構想策定事業 【新規】

### ＝施策の実現に向けた行政と町民の役割分担＝

主 体	取り組み内容
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンハイツ田中の早期販売に向けて、従来の販売方法にとられない方法を検討する。</li> <li>・あたごハイツへの入居促進に向け、建物の改修を行い更に町内外に向けてのPRを積極的に行う。</li> <li>・移住・定住促進については、各種制度を創設するとともに、各方面へ制度のPR活動を行う。</li> <li>・宅建業者や別荘管理業者との情報交換を図り、空き家等の管理適正化を啓発する。</li> <li>・移住を考えている町外者に対し、空き家情報等を発信する。</li> <li>・那須町CCRC構想を策定するため、関係団体・有識者等で構成する協議会を発足し、CCRCの取り組みを推進する。</li> </ul>
町 民 事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の発信する情報や各種制度を利用する。</li> </ul>

# 基本方針

## 2 “住まい・暮らし・定住”のまち

# 02

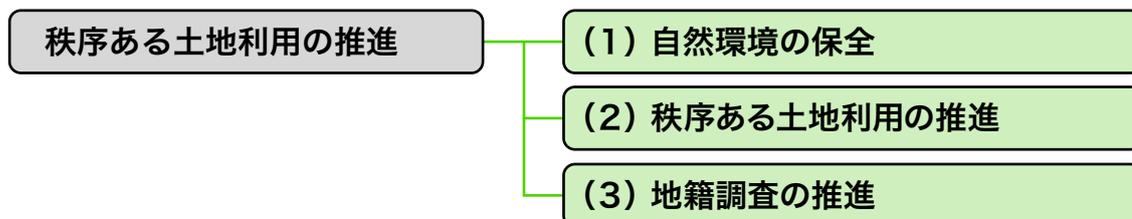
## 秩序ある土地利用の推進

### ■ 目指すべき方向

#### =計画目標=

- 土地利用にあたっては、地域の特性を生かし、農林地の保全、歴史的風土の保全、公害の防止や緑豊かな自然環境を保持した土地利用を推進します。
- 土地利用の基礎となる地籍を明確にするための地籍調査を推進します。

#### =施策の内容=



### ■ 計画の背景

- 町土は、現在から将来における町民のための限られた資源であり、町の土地利用にあたっては、町土が住民生活や社会経済活動の共通の基盤であるという意識のもと、すべての町民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図る必要があります。
- 本町の特徴的な土地利用は、別荘分譲地などの観光保養地的な利用が多く、また日光国立公園の那須連山に代表される原生的な土地も有しています。
- 都市的土地利用については、用途地域を指定している黒田原・湯本市街地が中心となっていますが、近年は那須塩原市の市街地に近い新高久地区や、田代・広谷地周辺をはじめとする町の西部地域において、住宅等の建築が多く見受けられます。
- 自然的土地利用については、日光国立公園に指定されている区域の天然林や温泉源、町中央部の水田や畑のほか、採草放牧地や八溝山系の森林があります。
- これらそれぞれの土地利用について、自然環境の保全や生物多様性の確保に配慮し、秩序ある土地利用を図る必要があります。
- 土地利用の円滑化を図るため、基礎的な情報となる土地の面積や形状を明確にする必要があります。

## ■ 目標実現に向けて

### (1) 自然環境の保全

○本町の大きな財産である豊かな自然を次世代に引き継いでいくため、土地利用や景観形成などの施策を推進し、自然と共生するまちづくりを推進します。

### (2) 秩序ある土地利用の推進

- 土地利用構想を実現するために、国土利用計画那須町計画及び那須町土地利用調整基本計画に基づいた秩序ある土地利用を推進します。
- 民間事業者による開発行為については、自然環境と生活環境との調和や、良好な景観形成を重点に規制・誘導を行います。
- 社会情勢の変化に対応し、適切な土地開発基金の活用を図ります。

### (3) 地籍調査の推進

○国土調査事業十箇年計画に基づき、地籍調査を計画的に推進します。

## ■ 数値目標

### 〈施策に関連する成果指標〉

区 分	基準年次／H26年度		目標年次／H32年度	
	面積 (km <sup>2</sup> )	実施比 (%)	面積 (km <sup>2</sup> )	実施比 (%)
地籍調査実施率	8.82	2.81	12.86	4.09

### ＝施策の実現に向けた主要事業＝

- ・地籍調査事業 【継続】

# 基本方針

## 2 “住まい・暮らし・定住”のまち

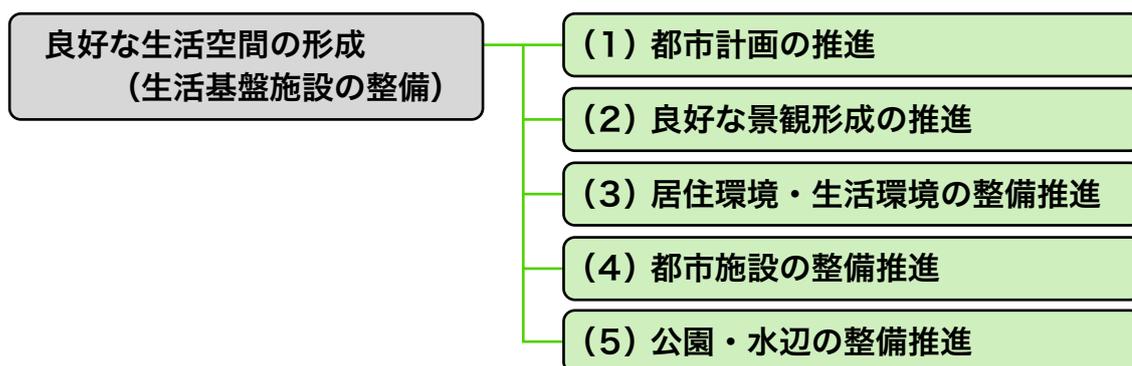
### 03 良好な生活空間の形成（生活基盤施設の整備）

#### ■ 目指すべき方向

##### ＝計画目標＝

- 地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを推進します。
- 景観計画に基づき、豊かな自然環境に調和した良好な景観を形成します。
- 地域の実情にあった居住環境・生活環境の整備を推進します。
- 都市計画道路については、現状を精査し、整備促進を図ります。
- 既存公園の整備や、水辺環境の整備を図ります。

##### ＝施策の内容＝



#### ■ 計画の背景

- 本町の都市計画の目標は、町のイメージになっている良好な自然環境を保全しながら、国際的な観光拠点である日光・那須エリアの主要都市としての役割を果たすとともに、地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを推進する必要があります。
- 都市計画区域内におけるまちづくりの基本計画として、平成25年3月に都市計画マスタープランを策定し、良好な生活環境形成のための規制・誘導等を図ってきました。今後も、少子高齢化社会、産業構造の変化、都市防災などの新たな動向を踏まえた見直しを適宜行う必要があります。
- 本町は、景観行政団体に認定されており、景観計画・景観条例・屋外広告物条例を他市町にさきがけて策定しました。今後これらの条例等をもとに、地域と一体となった景観形成を図る必要があります。
- 公園・緑地・下水道などの良好な居住環境・生活環境に不可欠な施設について効率的な整備を図る必要があります。

## ■ 目標実現に向けて

### (1) 都市計画の推進

○都市計画マスタープランに沿った産業拠点形成・生活基盤づくりや、那須特有の自然と歴史・文化などを活かしたまちづくりを推進します。

### (2) 良好な景観形成の推進

○豊富な景観資源を保全、活用し、快適な生活環境と地域の活性化を図り、良好な景観を創出し、次世代へ継承していきます。

### (3) 居住環境・生活環境の整備推進

○地域の実情に応じた居住環境・生活環境の整備や商店街の活性化について研究し、安心・快適に過ごせる環境づくりのための各種事業を導入します。

### (4) 都市施設の整備推進

- 湯本地区5路線の都市計画道路については、現状を精査し適宜見直しを行います。
- 那須塩原市の旧黒磯市街地と、那須インターチェンジを結ぶ西那須野・那須線（都市計画道路3・4・3）について、地域活性化のみならず周辺道路の渋滞緩和や災害時等の緊急輸送道路の形成という見地からも積極的な整備促進を図ります。

### (5) 公園・水辺の整備推進

- 緑の基本計画に基づき、町内の緑地の保全及び有効活用や普及啓発などにより緑化事業の推進を図ります。
- （仮称）筒地河川公園については、西那須野・那須線（都市計画道路3・4・3）の整備状況を踏まえ、那珂川の水辺を生かした広域的な憩いの場としての整備を検討します。
- 総合運動公園については、社会情勢を見極め整備を検討します。
- 芦野御殿山公園・伊王野城山公園・高久愛宕山公園等の地域の身近な公園については、地元愛護団体との連携のもとに、安全性、快適性に配慮した整備を推進します。
- 一級河川の未整備区間の整備について、県に改修要望を行います。
- 町道路河川愛護会等の各団体と協力し、町民との協働による水辺環境の整備を行うとともに、「那須町の川をきれいにする基金」を原資とした環境保全事業を展開します。

### ＝施策の実現に向けた主要事業＝

- ・景観形成推進事業 【継続】

### ＝施策の実現に向けた行政と町民の役割分担＝

主 体	取り組み内容
行 政	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康で文化的な生活や活動を確保するために必要な都市計画の見直しや都市施設整備を図る。</li><li>・町ホームページなどを活用し、良好な景観形成の啓発に取り組む。</li><li>・地域の特性を活かした景観形成を図るため、法令に基づいた景観・屋外広告物規制に取り組む。</li></ul>
町民・事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・良好な景観形成のため、講演会、保全活動に参加する。</li></ul>

# 基本方針

## 2 “住まい・暮らし・定住”のまち

### 04 安全な水を暮らしに安定供給

#### ■ 目指すべき方向

##### ＝計画目標＝

- 安全で安定した水道水の供給を図ります。
- 水道未普及地域の解消に努めます。

##### ＝施策の内容＝

#### 安全な水を暮らしに安定供給

(1) 水道未普及地域の解消

(2) 安全で安定した水道水の確保

(3) 老朽施設・設備の更新

#### ■ 計画の背景

- 本町は、市街化された地域のほかに、広大な区域に住宅等が点在する事情により、町営水道の普及が難しく、従来からの自家用井戸を利用している「未普及地域」があります。
- これらの水道需要に対応するため、各地域の水量安定のため、旧簡易水道事業地域との連携接続を図り、効率的な運営を目指す必要があります。
- 災害の発生時の対応について万全を期すとともに、安全で安定した水道水の供給を図るため、老朽化した設備や、送水管・配水管の更新を進める必要があります。

#### ■ 目標実現に向けて

##### (1) 水道未普及地域の解消

- 水道の未普及地域の解消を図るため、給水拡張工事に努めます。

##### (2) 安全で安定した水道水の確保

- 町内の各区域での水量のバランスを連絡管により平準化し、事業の効率的な運営を図ります。
- 災害発生時等の被災者への迅速な給水を確保するため、緊急給水体制を整備します。

##### (3) 老朽施設・設備の更新

- 老朽化した送水管・配水管の破損を未然に防止するため、これらの更新に努めるとともに、施設の耐震化を推進します。
- 道路改良及び下水道工事に併せて老朽管の更新を進め、経費の節減と工事の効率化を図ります。

## ■ 数値目標

### 〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名	単位	基準値／H26年度	目標値／H32年度
総人口 (A)	人	26,347	26,200
実給水人口 (B)	人	20,755	21,000
普及率 (B) / (A)	%	78.78	80.15

### ＝施策の実現に向けた主要事業＝

- ・ 水道施設整備事業 【継続】

### ＝施策の実現に向けた行政と町民の役割分担＝

主 体	取り組み内容
行 政	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 水道未普及地域への給水拡張工事を行うことにより、水道未普及地域の解消を図る。</li><li>・ 安全安心な水の供給を図る。</li></ul>
町 民 事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 水道普及整備により、水道供給体制が整備された際には積極的に給水加入する。</li></ul>

# 基本方針

## 2 “住まい・暮らし・定住”のまち

### 05 生活排水処理の推進

#### ■ 目指すべき方向

##### ＝計画目標＝

- 安心・快適で暮らしやすい環境づくりのため、湯本処理区内及び黒田原処理区内における公共下水道の整備を推進します。
- 下水道処理場から排出される下水汚泥の処理を適切に行います。
- 公共下水道の区域外となる地域については、浄化槽設置整備事業により、合併処理浄化槽設の普及を促進します。

##### ＝施策の内容＝

#### 生活排水処理の推進

(1) 公共下水道の整備推進

(2) 下水道汚泥の適切な処理

(3) 合併処理浄化槽の普及促進

#### ■ 計画の背景

- 公衆衛生の向上、河川の水質汚濁防止など、生活排水の処理は都市と農村の健全な発展にとって不可欠な課題となっています。
- 公共下水道の整備については、湯本処理区が昭和59年度から供用開始し、現在の供用面積は123haとなっています。使用開始から31年を経過し、施設の老朽化が著しいことから、計画的な施設の改築・更新が必要となってきています。  
また、黒田原処理区においては、平成14年度に供用を開始し、供用面積は94haとなっていますが、今後も管路の面整備工事を推進する必要があります。しかし、一方では人口減少などの近年の地域社会の構造変化に伴い、下水道事業全体計画を見直す必要性が生じています。
- 本町の生活環境向上のため、生活排水処理構想に基づき、公共下水道事業及び浄化槽設置整備事業を計画的に推進するとともに、水洗化向上に努める必要があります。
- 下水処理場で発生する汚泥の一部は、湯本浄化センター内のコンポスト施設でリサイクルされ肥料として農園等に利用されています。また、それ以外の汚泥については栃木県資源化工場等の汚泥処理施設において処理しています。今後とも増大する汚泥処理については、各施設の受入状況を把握しながら適切に処理する必要があります。
- 公共下水道処理区以外の地域においては、生活環境の改善及び水質の保全を図るため、合併処理浄化槽の設置推進を図る必要があります。

## ■ 目標実現に向けて

### (1) 公共下水道の整備推進

○下水道事業全体計画の見直しを行うとともに、湯本処理区においては、湯本浄化センター長寿命化計画及び耐震計画に基づき施設の改築・更新工事を推進します。  
また、黒田原処理区においては、事業認可区域の変更を行い未普及地域の整備を推進します。

### (2) 下水汚泥の適切な処理

○下水処理場から排出される下水汚泥の処理については、湯本浄化センターのコンポスト施設及び栃木県下水道資源化工場等において適切に処理します。

### (3) 合併処理浄化槽の普及促進

○公共下水道認可区域以外の地域については、浄化槽設置整備事業等により合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

## ■ 数値目標

### 〈施策に関連する成果指標〉

成果指標名		単位	基準値/H26年度	目標値/H32年度
公共 下 水 道	総人口 (A)	人	26,347	26,200
	全体計画区域面積 (B)	ha	429	429
	認可区域面積 (C)	ha	284	290
	供用開始区域面積 (D)	ha	217	270
	供用開始区域内人口 (E)	人	2,933	3,320
	下水道普及率 (E/A)	%	11.1	12.7
	終末処理場箇所数	箇所	2	2
	終末処理場処理能力	m <sup>3</sup> /日	7,300	7,300
浄 化 槽	合併浄化槽利用人口 (H)	人	14,600	16,000
	合併浄化槽普及率 (H/A)	%	55.4	61.1
生活排水処理普及率 (E+H/A)		%	66.5	73.7

### ＝施策の実現に向けた主要事業＝

- ・公共下水道整備事業（黒田原） 【継続】
- ・公共下水道整備事業（湯本） 【継続】
- ・浄化槽設置整備事業 【継続】

**＝施策の実現に向けた行政と町民の役割分担＝**

主 体	取り組み内容
行 政	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 下水道事業全体計画の見直しに基づき、地域の特性を把握し効率的な下水道整備を進める。</li><li>・ 広報等により合併処理浄化槽の必要性及び補助制度を周知し、普及率向上を図る。</li></ul>
町 民 事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公共下水道供用開始区域内の居住者は、遅滞なく下水道に接続を行う。</li><li>・ 浄化槽の適正な維持管理を行うため保守点検・清掃、法定検査を行う。</li></ul>

# 基本方針

## 2 “住まい・暮らし・定住”のまち

### 06 人にやさしい社会の実現

#### ■ 目指すべき方向

##### ＝計画目標＝

- 町民や本町を訪れる人々が、安心・安全で快適な日常生活を過ごすことができるよう、公共施設の整備や、道路整備においてユニバーサルデザインを基調とした設計を行います。

##### ＝施策の内容＝

人にやさしい社会の実現

(1) ユニバーサルデザインの普及推進

#### ■ 計画の背景

- 本町は、広範囲な居住可能地に住居が点在していることと、高齢者の増加が顕著となっており、公共交通網が行き届かない地域も多く、移動手段には自動車が欠かせない状況にあります。  
一方で、道路や公共施設、公共交通機関に関する施設においては、未整備区間や老朽化した施設も多く、更新時期にあるものも多くなっています。

#### ■ 目標実現に向けて

##### (1) ユニバーサルデザインの普及推進

- 子どもから高齢者まですべての人が安心・安全で快適なまちを望んでいます。その基礎づくりとしての道路・公園・公共施設を安全で利用しやすいものにする必要があることから、ユニバーサルデザインを考慮した整備を推進します。
- 町内の事業所等に対して、ユニバーサルデザインの普及啓発に努めます。